

<名の変更許可>

1 概要

正当な事情によって、戸籍の名を変更するには、家庭裁判所の許可が必要です。

正当な事情とは、名の変更をしないとその人の社会生活において支障を来す場合を言い、単なる個人的趣味、感情、信仰上の希望等のみでは足りないとされています。

2 申立人（申立てができる人）

名の変更をしようとする者（15歳未満のときは、その法定代理人が代理します。）

3 申立先

- ・申立人の住所地の家庭裁判所となります。
- ・申立人の住所地が茨城県内の場合の申立先、郵送提出の場合の宛先は、水戸家庭裁判所管轄一覧表（家事）をご覧ください。
- ・申立人住所地が茨城県以外の場合の管轄については、裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域をご覧ください。

4 申立てに必要な費用

- ・収入印紙・・・800円分
- ・連絡用の郵便切手・・・84円×5枚、10円×5枚　合計470円分
- ※ 事案によっては、郵便切手を追加していただくことがあります。

5 申立てに必要な書類

- ・申立書1通・・・【申立書】・【申立書記載例】を参照
- ・申立人の戸籍謄本（全部事項証明書）1通
- ・正当な事情を証する資料
- ※ 戸籍謄本等は3か月以内に発行されたものを提出してください。
- ※ 事案によっては、このほかの資料の提出をお願いすることがあります。